



ウェルビー専用商品 **搭乗者傷害保険**

# Well Drive

## 貴社の自動車保険を見直しませんか？

交通事故による10万人あたりの死者数が、  
アジア域内でワースト3位(WHO2018年発表資料)のマレーシアですが、

- 1 **社員ご利用の自動車保険内容は把握していますか？**
- 2 **リース車両の保険内容、契約内容は把握していますか？**
- 3 **取引先、出張者、家族が交通事故に遭ったらどうしますか？**
- 4 **交通事故が起きたら病院手配、治療フォローは万全ですか？**

### 搭乗者に 特化した補償



マレーシアでは、自動車保険の対人賠償特約により、搭乗者を補償の対象に含めることが可能です。ただし、この補償は運転者に過失がある場合に限り適用されます。また、搭乗者が運転者の親族である場合は、賠償責任が発生せず補償対象外となります。そのため、搭乗者専用の補償を別途追加する必要があります。

### 医療サポート



ご加入の自動車に搭乗中の事故であれば、駐在員・出張者・お客さま・ご家族・現地スタッフ等、本保険の補償の対象となる方は、会員・非会員を問わず、ウェルビーの医療サポートを受けられます。

### ホットライン



日本語・英語・中国語対応のウェルビー アラームセンターで、24時間365日の事故受付。

# 補償内容

通貨：RM

補償内容 \ プラン	A	B	C	D	E
① 傷害死亡・後遺障害*1	1,000,000	500,000	300,000	200,000	100,000
② 傷害治療費用*2	10,000 / 20,000 / 30,000 / 50,000				
③ 交通費・宿泊費*3	200				
④ レンタカー費用*4	1,300-1,500cc : 150/日, 1,600-1,800cc : 200/日, 2,000cc : 400/日				

\*1 傷害死亡・後遺障害(搭乗者1名あたりの金額、設定座席数が上限となります)

\*2 傷害治療費用(搭乗者1名あたりの金額、設定座席数が上限となります)は、全てのプランにおいて4つの補償金額から選択することができます。

\*3 交通費・宿泊費は、最大で1日分かつRM200が限度額となります。

\*4 レンタカー費用(12日間限度、1日の免責あり)は、契約車の排気量によってプラン(限度額)が決まります。

## 年間保険料

選択した①傷害死亡・後遺障害(プラン)、②傷害治療費用の補償金額と必要に応じて③交通費・宿泊費+④レンタカー費用により、年間保険料が決まります。

通貨：RM

座席数*1	① 傷害死亡・後遺障害 必須					② 傷害治療費用 必須			
	A 100万	B 50万	C 30万	D 20万	E 10万	10,000	20,000	30,000	50,000
4	1,130	569	340	226	113	175	321	429	642
5	1,330	667	399	264	133	205	376	502	751
6	1,490	747	447	296	149	229	421	563	843
7	1,630	818	489	324	163	251	461	615	926
8	1,760	885	529	351	176	271	496	660	1,000
9	1,890	947	566	376	189	290	529	694	1,068
10	2,000	1,005	601	398	200	308	560	721	1,129

  

保険料	③ 交通費・宿泊費	④ レンタカー費用*2		
	1台	150 / 日(1,300-1,500cc)	200 / 日(1,600-1,800cc)	400 / 日(2,000cc以上)
	9.5	81	116	215

\*1 外部雇い入れの運転手は保険対象となりません。搭乗者の最低付保座席数は4座席となります。

\*2 レンタカー費用は、ご契約車の排気量によって決定します。

ご契約車と異なる排気量のお車をレンタルされた場合も、ご契約車の排気量での日額レンタカー費用をお支払いいたします。

・ 別途SST(8%)が加算されます。

・ 保険証券1件につき印紙税としてRM10.00が必要です。／付保座席数が10以上の場合、別紙の料金表をご参照ください。

### 傷害死亡・後遺障害

運転手・搭乗者が死亡された場合や後遺障害が生じた場合、保険金額を限度に保険金を支払います。

### 傷害治療費用

運転手・搭乗者がケガをされた場合、保険金額を限度に治療費などをお支払いいたします。

### レンタカー費用 (契約期間内の1事故に限る)

ご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れるための費用を補償します。

\* 事故発生から7日以内に当社の認定工場へ車両を運ぶ必要があります。

### 交通費・宿泊費 (契約期間内の1事故に限る)

事故によりご契約のお車が走行不能になり、やむを得ず生じる交通費用や宿泊費用(1泊)を補償します。

\* 事故発生地が保険契約住所から50km以上離れた場合に対象

### 搭乗人数が少ない場合

(例) 通常2名しか乗らない7人乗りの車を、付保座席数を最低付保座席数の4座席(上表、基本プランA)で契約。

実際事故が発生し5名(全員死亡)搭乗していた場合、保険金のお支払いは以下の通りとなります。

傷害死亡保険金

$1,000,000 / \text{名} \times 4 (\text{付保座席数}) \div 5 (\text{搭乗者数}) = 800,000$  (5名全員にRM800,000ずつ死亡保険金をお支払いいたします。)

## ご利用の流れ

交通事故が発生



警察/救急車に通報

マレーシア国内

警察/救急車 共通電話番号

999(固定電話), 112(携帯電話)

シンガポール国内

警察 999(固定・携帯電話)

救急車 112(固定・携帯電話)



ウェルビー アラームセンターへ連絡

24時間365日(日本語・英語・中国語対応)

以下の情報をお伝えください

1. Well Drive 付保自動車であること
2. 車両番号 (ナンバープレート)
3. 企業名・自動車の情報
4. 事故状況 (受傷者名、人数)
5. 折り返し電話番号



ウェルビーマレーシアあるいはシンガポールの  
医療サポートスタッフより折返しご連絡

状況に合わせた病院をご案内



治療・入院・搬送のサポート



保険金請求のサポート

## 注意事項

- ・病院のご予約、治療費用の担保は、ウェルビー提携病院受診時に限ります。
- ・事故発生地および状況により、電話での対応となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

事故状況に応じて煩雑な手続きを  
ウェルビースタッフが全面サポート

## ステッカー

事故時のスムーズな対応のため、ステッカーを  
お配りします



表



裏

## 安心のサポート

本保険の補償の対象となる方は、ウェルビー メ  
ディックサービスの会員・非会員に関わらず、搭乗  
者に対して交通事故時の医療サポートを提供



病院手配・サポートスタッフ派遣・  
デポジット補償



重傷時の緊急搬送  
(国内・シンガポール・日本)



日本人医師による重症時のオン  
ライン医療相談(無料)



死亡時の対応  
(遺体搬送・現地火葬・ご遺族対応)



加入保険の請求サポート  
(健康保険、生命保険などへの提出書類の取付け)

- \*1: シンガポール、日本などへの緊急搬送費用は、本保険の  
対象ではありませんが手配などのサポートをいたします。  
また海外旅行保険などにご加入されている場合は、  
緊急搬送費用も対象となる場合がございますので  
ウェルビーまでご相談ください。

## ご加入の際、ご提示いただく書類

- ① 加入申込書
- ② 車両証明コピー
- ③ リース契約書コピー（リース車のみ）

## ご契約内容の変更

- ① 車両入替
- ② 補償内容変更
- ③ 途中解約

## ご請求の際、ご提示いただく書類

- ① 事故証明書
- ② 保険証書コピー
- ③ 保険金請求書

## 保険始期日について

保険始期日：毎月**1日**または**15日**

	1日開始	15日開始
各書類提出	前月15日	前月末日
保険料支払	前月末日	当月15日

※締切日が休祭日の場合は直前の営業日が締切日となります。

例) **12月1日始期**の保険に加入する場合

各書類提出期限 → 11月15日

保険料振込期限 → 11月30日

**12月15日始期**の保険に加入する場合

各書類提出期限 → 11月30日

保険料振込期限 → 12月15日

## 主な免責事由

次のような要因により生じた事故や費用については、本保険の対象外となり保険金をお支払いできません。

- ・ 戦争、外国武力行使、革命、政権奪取、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動
- ・ ご契約のお車がハイヤー、レーシング・ラリー、スピードテストに使用されている場合
- ・ 運転手が無免許、酒酔、薬酔運転の場合
- ・ ご契約のお車が犯罪行為に使用されている場合
- \* この他に保険金をお支払いできない場合があります。詳細は保険証券をご確認ください。

## その他

- ・ 12歳未満の搭乗者が死亡または後遺障害を負った場合は、保険金額の50%かつRM300,000が限度となります。
- ・ 12歳未満の搭乗者に対する医療費は保険金額の50%が限度となります。
- ・ 傷害治療費用保険金額でお支払いできる保険金は、事故の日から52週間(1年相当)以内の治療費用に限定されます。
- ・ 死亡・後遺障害保険金でお支払いできる保険金は、ケガを負った日から12ヶ月以内にお亡くなりになった場合、または後遺障害を負った場合に限りです。
- ・ 保険適用地域は、マレーシア・シンガポールです。
- ・ リース車については、6ヶ月以上のリース契約の車のみ保険加入ができます。
- ・ 死亡保険金の受取は法定相続人となります。

### 元受保険会社

Tokio Marine Insurans (Malaysia) Berhad

### 相談・お問い合わせ

WellBe Malaysia Sdn. Bhd.